

## 随意契約理由書

件名	神戸文化ホール 大・中ホール 舞台機構電気系部品改修	
契約の相手方	三精テクノロジーズ株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本施設の舞台機構設備は昭和48年(三精テクノロジーズ株式会社)に設置されて修繕工事を経たものである。</p> <p>本工事は舞台機構設備の内、主となる吊物装置を残しその操作部である操作盤の改修と制御部のリミットスイッチの更新を老朽化、補修部品の供給停止のため行うものである。また既設舞台機構設備との整合性、更新後の機能及び安全性を含めた性能の保障が要求される。</p> <p>以上から既設設備と密接不可分の関係にあり、既存の設備の使用に著しい支障が生じる恐れがある更新を行うため、既設機器メーカーによる工事でなければ施工が不可能である。</p> <p>よって、機器製造メーカーの工事会社であり保守点検業務も行っている、上記請負人と随意契約を行うのが合理的である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 設備課	(電話番号 078-322-5641 )